

# 平成28年1月から 公社債・公社債投資信託の 税制が大幅に変わります！

## 公社債・公社債投信の課税方式が変更され、損益通算範囲が拡大します！

- 公社債<sup>\*1</sup>・公社債投資信託の**売買益**が課税対象となります。
- 公社債・公社債投資信託の**利子**や**分配金**、**売買**や**償還**に係る**損益**が、**上場株式等**の**売買損益**や**配当金等**と**通算**できるようになります。<sup>(※2,3)</sup>  
また、**確定申告**を行うことで、**譲渡損失**の**3年間の繰越控除**が可能となります。

平成28年1月

公社債等の利子<sup>\*3</sup>
**20%<sup>\*4</sup>(源泉分離課税)**  
上場株式等との通算不可

公社債等の売買損益

**非課税**  
上場株式等との通算不可

公社債の償還損益

**累進税率(総合課税)**  
上場株式等との通算不可

**20%<sup>\*4</sup>**  
**(申告分離課税)**  
上場株式等との通算可  
損失の3年間の  
繰越控除可

## 「特定口座」に公社債等を受け入れることができます！

- 公社債・公社債投資信託が**特定口座**の対象になります。
- 特定口座の源泉徴収あり口座の場合<sup>\*5</sup>、**特定口座内にて源泉徴収や損益通算**を行いません。

●平成27年12月31日以前に保有している一定の公社債等についても、経過措置として、平成28年1月1日から12月31日までの間であれば、特定口座に受け入れることができます。

※1 本資料の公社債とは、特定公社債(国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債等)を指します。

※2 公社債の売買損や償還損(デフォルトによる損失を含みます。)が考慮されるようになります。

※3 公募公社債投資信託やMRF・MMF等の普通分配金、公募公社債投資信託の解約・償還損益を含みます。

※4 復興特別所得税を考慮すると、20.315%となります。

※5 配当所得や利子所得は源泉徴収なし口座でも源泉徴収されます。

# アイザワ証券

[www.aizawa.co.jp](http://www.aizawa.co.jp)

アイザワ証券

検索

商号等：藍澤証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号  
 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
 本社：東京都中央区日本橋1-20-3  
 当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関：  
 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称 FINMAC)

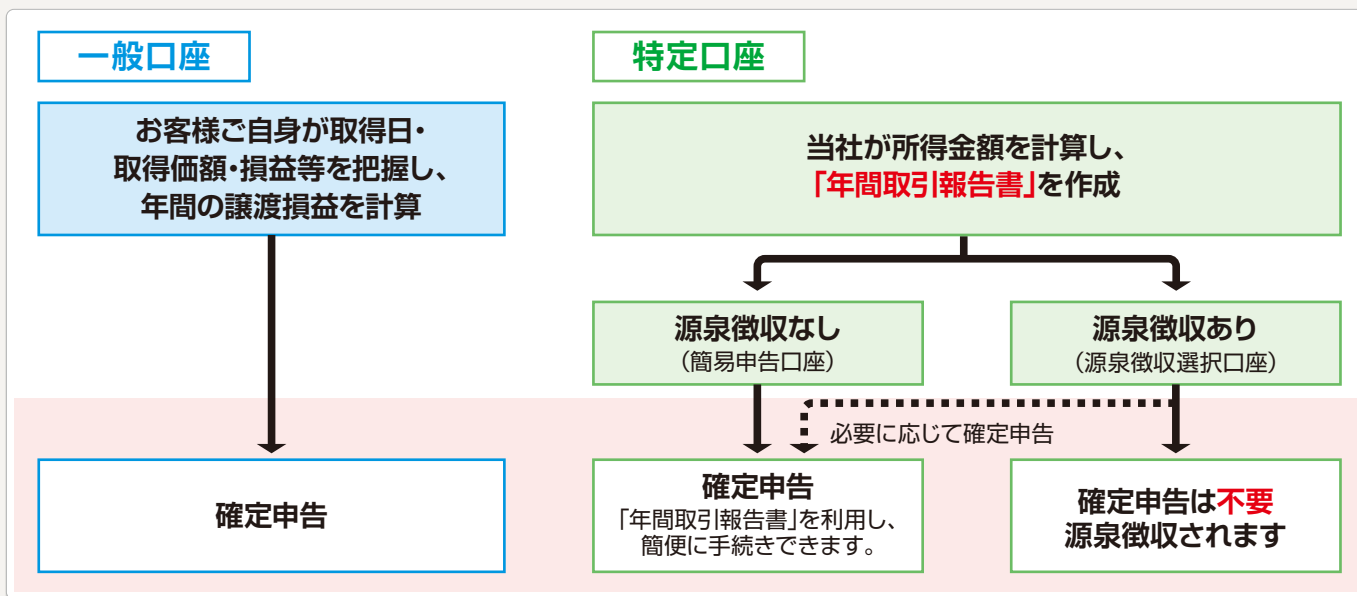


## 「特定口座」の概要とメリットを教えてください。

株式等の譲渡所得は、「投資家自らが株式等の譲渡所得等の金額を計算して、確定申告を行って納税する」のが原則ですが、この手続きを軽減するために設けられた制度が「特定口座」です。特定口座を開設すると、口座内の株式等の譲渡損益の計算をお客様に代わってアイザワ証券が行い、「特定口座年間取引報告書」を作成しますので、確定申告が簡易に行えます。さらに、「源泉徴収あり」を選択すれば、その特定口座内の譲渡益や配当に対して当社が源泉徴収(税金の天引き)を行うため、確定申告が不要※となります。

※譲渡損失の3年間の繰越控除を利用する場合や他の口座での取引と損益通算する場合は確定申告が必要です。

### 【特定口座制度の概要】



## すでに保有している公社債や公社債投資信託は、特定口座の対象となりますか？

すでに保有している一定の公社債等については、経過措置として平成28年1月1日から平成28年12月31日までであれば、特定口座に受け入れることができます。

アイザワ証券では、平成28年1月1日時点でお客様がすでに特定口座をご利用の場合は、原則、お客様がお持ちの公社債や公社債投信は、特定口座に組入れさせていただく予定です。

※特定口座に組入れる際にお手続きが必要な場合、また特定口座に組入れることができない場合があります。特定口座への組入れについての概要や、組入れが可能なお預かり等については、後日ご案内の予定です。

### 新たに特定口座での管理が可能となる商品

特定公社債	<p>国債・地方債・外国国債・外国地方債・公募公社債・上場公社債等</p> <p>当社が個人のお客さまを対象に取扱いをしている円貨建て債券及び外貨建て債券は、一部の例外を除き、特定公社債に該当します。</p>
公社債投資信託	<p>公募公社債投資信託の受益権・証券投資信託以外の公募投資信託の受益権等</p> <p>「野村MRF」、「野村MMF」、「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(アメリカMMF)」、「公社債投信」等が該当します。</p>

本資料は、金融所得課税の一体化の説明資料としてアイザワ証券が作成したものです。なお、本資料は各種の信頼できるとされる情報源から作成しておりますが、その正確性・安全性を保障するものではありません。本資料は平成27年4月時点での情報を基に作成されたものですが、今後税制改正等が行われた場合、記載内容が変更となる可能性があります。